

石川県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

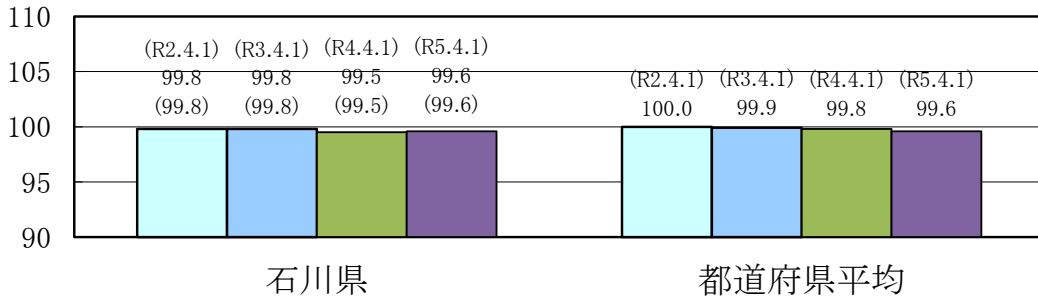
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	1,100,686	623,877,954	1,865,360	129,424,248	20.7	19.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	14,477	58,379,462	10,310,851	21,945,332	90,635,645	6,261	6,819

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
令和5年度	363,268	359,865	3,403 (0.95%)	0.95	1.0	1.1

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
令和5年度	4.50	4.40	0.10	0.10	4.50	4.50

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
<ul style="list-style-type: none"> 行政職については給料表の水準を平均2%引き下げるとともに、40歳代や50歳台前半層の昇給機会の確保の観点から5級及び6級について8号給の増設 行政職給料表以外の給料表(医療職給料表(一)を除く。)についても、所要の改定 再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定 経過措置(現給保障) 平成27年4月1日～平成30年3月31日

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準3%に対し、本県においても3%を支給 (参考)											
	平成26年度の 支給割合	平成27年度 の支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後								
国基準による 支給割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
石川県の支給割合 (金沢市・内灘町)	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

<ul style="list-style-type: none"> 給料等の1.5%の減額支給措置の廃止(平成30年3月31日) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
石川県	42.2 歳	318,903 円	402,307 円	352,055 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
都道府県平均	42.5 歳	319,151 円	407,064 円	360,813 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
石川県	55.4 歳	128 人	298,639 円	330,940 円	310,179 円	—	—	—	—
うち用務員	61.6 歳	5 人	275,480 円	285,712 円	276,822 円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	241,700 円	1.18
うち自動車運転手	56.1 歳	59 人	312,744 円	353,851 円	325,436 円	乗用自動車運転者(タクシー運転手を除く)	58.5 歳	251,000 円	1.41
うち守衛	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	警備員	51.0 歳	255,600 円	*
うち学校給食員	52.1 歳	3 人	324,867 円	343,249 円	333,049 円	飲食物調理従事者	44.7 歳	254,300 円	1.35
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円	—	—	—	—
都道府県平均	54.0 歳	157 人	309,751 円	363,470 円	340,288 円	—	—	—	—

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人の場合は「アスタリスク(*)」としています。

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
石川県	5,236,080 円	—	—
うち用務員	4,498,844 円	3,253,900 円	1.38
うち自動車運転手	5,654,812 円	3,278,300 円	1.73
うち守衛	* 円	3,410,400 円	*
うち学校給食員	5,657,988 円	3,351,700 円	1.69

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人の場合は「アスタリスク(*)」としています。

(注)1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和2年～令和4年の3年平均)

2 技能労務職の職種と民間職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

○公務員・・・「令和5年地方公務員給与実態調査」のデータを使用(正規職員のみ)

○民間・・・企業規模10人以上、常用労働者のうち一般労働者のデータを使用

※「常用労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する労働者をいいます。

①期間を定めずに雇われている労働者、②1か月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

※「一般労働者」とは短時間労働者(1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者)以外の労働者をいいます。

3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石川県	44.7 歳	365,731 円	408,694 円
都道府県平均	44.8 歳	369,044 円	430,934 円

④ 小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石川県	41.2 歳	345,661 円	380,710 円
都道府県平均	41.8 歳	355,669 円	409,129 円

⑤ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
石川県	37.2 歳	314,097 円	428,389 円	345,248 円
国	41.6 歳	323,004 円	—	382,749 円
都道府県平均	38.9 歳	328,653 円	472,237 円	378,067 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		石川県	国
一般行政職	大学卒	185,600 円	185,200 円
	高校卒	155,000 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	152,300 円	—
	中学卒	136,500 円	—
高等学校教育職	大学卒	207,900 円	—
	高校卒	164,800 円	—
小・中学校教育職	大学卒	207,900 円	—
	高校卒	164,800 円	—
警察職	大学卒	212,500 円	212,000 円
	高校卒	178,400 円	178,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和5年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,878 円	363,275 円	382,715 円	394,751 円
	高校卒	223,954	303,345	359,700	373,925
技能労務職	高校卒	— (該当者なし)	— (該当者なし)	307,450	310,400
	中学卒	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)
高等学校教育職	大学卒	321,744	404,000	424,213	436,967
	高校卒	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)
小・中学校教育職	大学卒	316,640	390,664	411,568	425,069
	高校卒	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)
警察職	大学卒	278,343	382,547	411,971	424,733
	高校卒	259,290	352,939	395,610	418,417

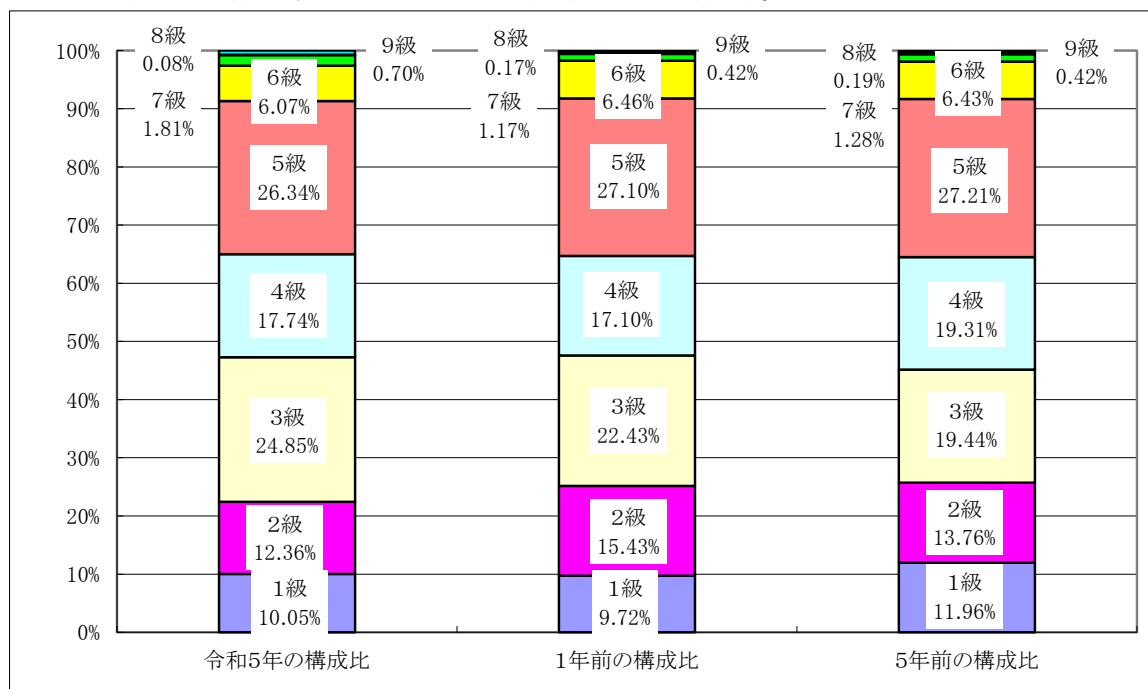
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

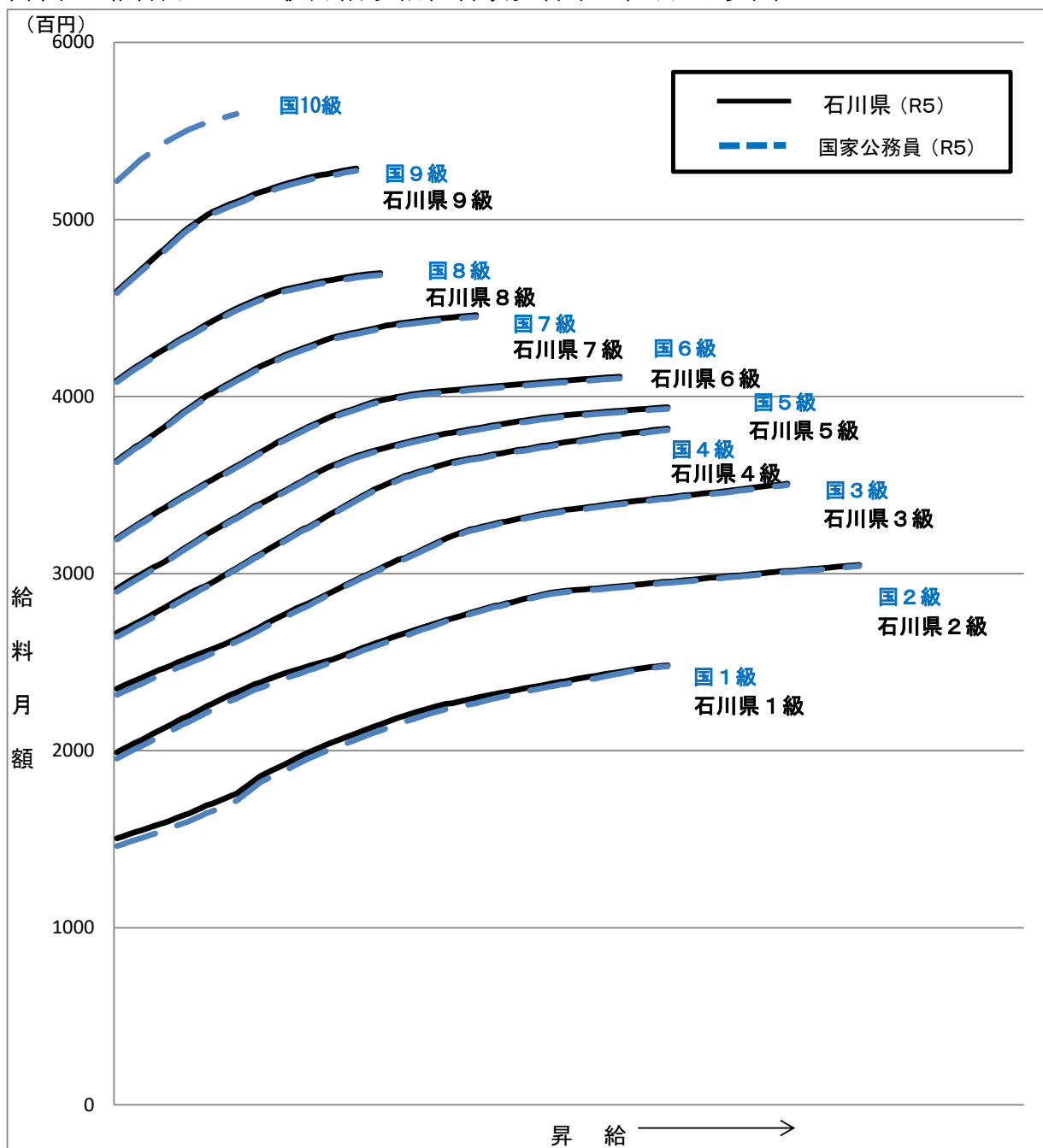
区分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9 級	本庁の部長又は局長	25 人	0.70 %	459,500 円	528,800 円
8 級	困難な業務を行う本庁の部次長又は局次長	3	0.08	409,100	469,700
7 級	本庁の部次長又は局次長 本庁の困難な業務を行う課長	65	1.81	363,800	446,000
6 級	本庁の課長又は担当課長	218	6.07	320,000	411,200
5 級	課参事、課長補佐 困難な業務を行う主幹	946	26.34	291,400	393,900
4 級	主幹、困難な業務を行う専門員又は主査	637	17.74	266,600	381,900
3 級	専門員又は主査、主任主事又は主任技師	892	24.85	235,000	350,800
2 級	主事・技師	444	12.36	199,000	304,900
1 級	主事・技師	361	10.05	150,500	248,200

(注) 1 石川県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 基準となる職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))状況(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(石川県)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	△		△	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

石 川 県				国			
1人当たり平均支給額(令和4年度)				-			
1,533 千円							
(令和4年度支給割合)				(令和4年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分	(1.35) 月分	(0.95) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25% 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25% 			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(石川県)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

石 川 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
1人当たり平均支給額	3,698 千円	22,054 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)			1,067,068 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			130,945 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	33 人	20 %
大阪市	16 %	6 人	16 %
金沢市	3 %	8,095 人	3 %
内灘町	3 %	207 人	3 %
医師及び歯科医師	16 %	164 人	16 %
上記以外の市町	0 %	7,626 人	0 %
平均支給率	1.75 %	-	1.75 %
地域手当補正後ラスパイレース指数			99.6
(ラスパイレース指数)			(99.6)

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

(4)特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		684,250 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		123,846 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		40.4 %		
手当の種類(手当数)		42		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
県税事務手当	県税の賦課及び徴収業務に従事する職員	主として県税の賦課及び徴収等	15,652 千円	日額 800円 (管理職手当受給者 日額 220円)
消防訓練業務手当	消防学校に勤務する職員	消防訓練業務(実技訓練に限る。)	343 千円	日額 550円
社会福祉業務手当	保健福祉センター、こころの健康センターの社会福祉業務の現業従事者等	社会福祉業務の現業等	17,574 千円	月額 9,800円 (医療職給料表(三)適用者 月額 4,900円) (随時補助する職員 日額 300円)
	児童相談所等に勤務する児童福祉司、児童心理司、保健師等	児童の一時保護業務等		月額 20,000円 (随時補助する職員 日額 300円)
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜保健衛生業務	4,314 千円	月額 20,000円 (管理職手当受給者 月額 12,000円)
	家畜保健衛生所等に勤務する職員	種雄牛・豚の精液採取等のため、種雄牛・豚を御する作業		日額 230円
感染症防疫等作業手当	対象業務に従事する職員	感染症予防法に規定する感染症患者等の救護、看護等の作業、付着物の処理作業	10,053 千円	日額 300円
		HIV又はC型肝炎ウイルス感染症患者等への注射、抜歯等の作業(県営病院勤務者に限る)		日額 230円
		口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザのまん延防止のために行う家畜のと殺、死体の焼却、埋却、畜舎等の消毒作業		日額 380円 (口蹄疫まん延防止のために行う牛のと殺、豚熱まん延防止のために行う豚のと殺 日額 760円)
		豚熱のまん延防止のために行う野生イノシシの死体の運搬、埋却、捕獲現場等の消毒作業		日額 290円
		狂犬病予防法等に規定する抑留、捕獲、こう傷犬の診断、引取り処分の作業		日額 300円 (捕獲作業は800円)
		新型コロナウイルス感染症患者等に接して行う診療、救護、看護、検査、搬送、調査、病原体付着物件等の処理作業等		日額 3,000円 (患者等の身体に接触する作業又は患者等に長時間接する作業は4,000円)
衛生検査業務等手当	保健所、病院、保健環境センター等に勤務する臨床検査技師又は衛生検査技師	専ら臨床検査業務又は衛生検査業務	1,195 千円	月額 7,000円
	病院に勤務し、臨床検査業務又は衛生検査業務に従事する職員	死体解剖の補助作業		1体 3,500円
	保健所に勤務する保健師	HIV抗体検査の採血業務		日額 230円
機能訓練業務手当	中央病院又はリハビリテーションセンターに勤務する理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師等	機能訓練業務		月額 7,000円 (あん摩マッサージ指圧師 月額 5,000円)

放射線業務手当	病院、保健所等に勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	164 千円	月額 給料の8/100 (管理職手当受給者 5/100) (保健所等職員 日額 1,400円)
	工業試験場に勤務する職員	エックス線照射による試験研究業務		日額 230円
診療業務手当	本庁健康福祉部、病院、保健所、リハビリテーションセンター等に勤務する医師、歯科医師	診療又は医学的判定事務	11,569 千円	月額 50,000円～70,000円
結核患者等接触業務手当	病院、保健所等に勤務する職員	結核患者の診療、看護、病原菌検査等結核患者又は結核菌に接触する業務	18 千円	看護師 日額 220円 医師等 日額 180円
夜間看護等業務手当	病院に勤務する看護師等	深夜(午後10時後翌日午前5時前)業務	96 千円	深夜の勤務時間により 1回 2,150円～7,300円
分べん業務手当	病院に勤務する医師	分べん業務		1回 10,000円
看護職員等処遇改善手当	中央病院に勤務する看護師等又は泉こども園に勤務する職員		—	月額 3,200円～11,200円
精神保健福祉活動業務手当	保健所等に勤務する職員	精神障害者の鑑定の立会い又は護送の業務	80 千円	日額 300円
	保健所に勤務する保健師等	在宅精神病患者の訪問指導		日額 230円
有毒薬物等取扱作業手当	農林総合研究センター、県営病院等に勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用して行う化学的試験研究、病虫害防除、滅菌又は調剤の作業等	1,319 千円	日額 230円
職業訓練業務手当	産業技術専門校又は障害者職業能力開発校に勤務する職員	職業訓練業務及び随時補助	10,926 千円	月額 給料の10/100 (管理職手当受給者 4/100) (随時補助する職員 日額 230円)
潜水作業手当	水産総合センター等に勤務する職員又は警察職員	潜水作業	9 千円	潜水深度により 1時間 310円～1,500円
漁労指導等作業手当	漁業調査指導船、漁業取締船又は警察警備艇に乗船する職員	漁労若しくはその指導、漁業取締り又は海上警備等の作業	796 千円	日額 300円
用地取得等交渉業務手当	用地取得の業務に従事する職員	土地の取得等に係る現地における交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る現地における交渉(土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。)の業務で知事が定めるもの	2,260 千円	日額 1,000円 (深夜 1,500円)
特殊現場作業手当	土木部、農林水産部、消防保安課等に勤務する職員	地上又は水上5m以上の足場の不安定な箇所、40度以上の急傾斜で高低差10m以上の箇所等の特殊現場における調査、測量等の作業、トンネルの坑内でトンネル掘り作業に関する調査、測量、監督又は検査の作業、工事現場において爆発物を取り扱う作業、土砂の崩落、雪崩若しくは落石の危険が現存する箇所又は防護措置をしてもなおそのおそれのある箇所における測量、調査、監督又は検査の作業、交通を遮断することなく行う道路の測量、調査、監督、検査又は維持補修作業、火薬類や高圧ガスの製造施設又は火薬庫の保安検査、立入検査等の作業、ダム本体内で行う点検作業、ダム湖の水面上で行う流木等の除去作業又は堆積土砂等の調査作業等、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法において行う除雪作業で、除雪車による除雪作業及び午後5時後翌日午前6時前における作業、暴風雪、大雪警報発令下での排雪等の作業、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれのある公共土木施設における巡回監視、応急作業等	2,698 千円	日額 200円～1,080円

特殊現場作業手当 (技能労務職員)	水産総合センターに勤務する技能 労務職員	内水面増殖作業(水中において行 う淡水魚の選別又は取揚げ、採卵 等の作業)(10月1日から3月31日ま での期間に限る。)	—	日額 300円
港湾管理等業務手当	港湾事務所又は土木総合事務所に 勤務する職員	船舶に乗り込み行う、港湾の区域 内の管理又は監督の業務	63 千円	日額 230円
航空業務手当	航空機に搭乗する職員	操縦業務、捜索救難、災害発生状 況等の調査等	3,644 千円	搭乗1時間 1,900円～5,100円
捜査等作業手当	警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑 者の逮捕の作業	37,907 千円	日額 560円
犯罪鑑識業務手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用し、 又は理化学等の知識を利用する犯 罪鑑識作業	1,679 千円	犯罪現場に臨場しての作 業 日額 560円 その他 日額 280円
交通捜査取締業務手当	警察職員	道路上における交通事件事故の捜 査、交通取締り等の作業	12,975 千円	日額 250円～1,260円
遭難救助等作業手当	警察職員	災害対策本部、石油コンビナート等現 地防災本部が設置され、又は災害 救助法が適用された災害のうち暴 風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津 波、火山爆発又は大規模な火事によ る災害が発生した場合における 遭難者等の捜索救助等の作業	65 千円	業務内容により 日額 640円～1,680円
遭難救助等作業手当(東 日本大震災等に対処す るための特例)	警察職員	東京電力福島第一原子力発電所及 び特定原子力事業所周辺での 作業	—	業務内容により 日額 660円～40,000円
		遭難救助等作業手当の一部加算		業務内容により 日額 840円～1,680円
看守業務手当	警察職員	留置施設又は保護室等における収 容者の看守業務、被疑者等の護送 作業	5,284 千円	日額 270円
死体取扱作業手当	警察職員	人の死体の検視又は見分等の作 業	23,755 千円	1体 1,600円又は3,200円
		人の死体の解剖の補助又は立会 作業		1体 3,200円
警ら業務手当	警察職員	警ら又は巡回連絡等の作業	45,593 千円	無線警ら車による警ら 日額 420円 その他 日額 340円
夜間特殊業務手当	交替制勤務を行う警察職員	深夜(午後10時後翌日午前5時前) において行う警ら等の業務	74,650 千円	勤務時間により 勤務1回 410円～1,100円
爆発物等処理作業手当	警察職員	爆発物、特殊危険物質等に対して 行う識別、認定作業、搬送解体作 業等	16 千円	処理1件あたり 5,200円 特殊危険物質による被害 の危険区域内作業 日額 250円
核原料物質輸送警備業 務手当	警察職員	核原料物質を輸送する車両等に追 従し、又は先導して行う輸送警備業 務	—	日額 640円
緊急呼出捜査等業務手 当	警部以下の警察官又は警察官以外 の警察職員	突発的に発生した捜査業務、交通 取締業務等に従事するため、正規 の勤務時間に引き続かない時間 に、緊急の呼出しを受けて勤務す ることを命ぜられた場合で、従事 した時間帯の一部又は全部が午後9 時後翌日午前5時前の間であるとき	1,644 千円	1回 1,240円
国外犯罪捜査情報収集 業務手当	警察職員	犯罪捜査のため、日本国外の著 しく危険な地域において行う情報収 集業務	—	日額 1,100円
身辺警衛等業務手当	警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は 内閣総理大臣、国賓等の身辺警護 の業務	356 千円	日額 640円又は1,150円

銃器犯罪捜査等業務手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行われる犯人逮捕等の業務	64 千円	業務内容により 日額 820～1,640円
多学年学級担当手当	教育職員	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当し、当該学級の授業又は指導に従事	2,492 千円	3以上の学年編成の授業又は指導 日額 350円 2の学年編成の授業又は指導 日額 290円
特殊授業手当	全日制課程若しくは昼間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が夜間制の定時制課程の勤務を行う場合又は夜間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が全日制課程若しくは昼間制の定時制課程の勤務を行う場合		221 千円	1時間 1,000円
教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の適用を受ける教育職員のうち、その属する職務の級が3級、2級又は1級である者	学校の管理下において行う非常災害時における児童又は生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務等	312,819 千円	日額 7,500円又は8,000円
		修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		日額 5,100円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		日額 5,100円
		学校の管理下において行う部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は正規の勤務時間が4時間以内の日に行うもの		日額 2,700円
教育業務連絡指導手当	教育職員のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が定める業務に従事する職員及びこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が定める職員		81,958 千円	日額 200円

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	2,510,705 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	438 千円
支給実績(令和3年度決算)	2,260,183 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	392 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 (行政職給料表9級職員等については、配偶者、父母等支給なし) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人 5,000円加算	同じ		1,286,288 千円	246,746 円
住居手当	○借家等居住者 ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃-10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合 (家賃-22,000円)×1/2 +12,000円 (最高支給限度額 28,000円)	異なる	○借家等居住者 ・家賃が月額27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ・家賃が月額27,000円超の場合 (家賃-27,000円)×1/2 +11,000円 (最高支給限度額 28,000円)	905,510 千円	322,246 円

<p>通勤手当</p>	<p>○交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ア 1か月当たりの支給額 (最高支給限度額 60,000円) ・運賃相当額が 60,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が 60,000円超 60,000円 イ 支給方法 支給単位期間に応じ支給 単位期間の最初の月の給料支 給日に一括して支給 (支給単位期間) ・定期券を使用することが最も 経済的かつ合理的な場合 : 定期券の最長通用期間(6か 月限度)に相当する期間 ・回数乗車券等を使用するこ とが最も経済的かつ合理的な場 合 : 1か月間 ○交通用具等を使用している 職員 距離に応じて支給 1か月 2,200円~51,100円</p>	<p>異なる</p>	<p>○交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ア 1か月当たりの支給額 (最高支給限度額 55,000円) ・運賃相当額が 55,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が 55,000円超 55,000円 ○交通用具等を使用している 職員 距離に応じて支給 1か月 2,000円~31,600円</p>	<p>1,253,642 千円</p>	<p>102,606 円</p>
<p>管理職手当</p>	<p>○管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づいて支給 ・支給額 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、 25,000円~137,700円 再任用職員 16,800円~115,900円</p>	<p>同じ</p>		<p>940,814 千円</p>	<p>690,759 円</p>
<p>初任給調整手当</p>	<p>○専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職員に支給 (医師・歯科医師) 採用後35年以内の期間、採用から1年経過ごとにその額を減じて支給 ・支給額 勤務する地域、採用からの年数に応じて 月額 414,800円~17,400円 (獣医師) 採用後15年以内の期間、採用から1年経過ごとにその額を減じて支給 ・支給額 採用からの年数に応じて 月額50,000円~5,500円</p>	<p>異なる</p>	<p>獣医師を支給対象としている</p>	<p>68,153 千円</p>	<p>1,841,973 円</p>
<p>特地勤務手当</p>	<p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 1級地 4%、2級地 8%、 3級地 12%、4級地 16%、 5級地 20%、6級地 25%</p>	<p>同じ</p>		<p>1,797 千円</p>	<p>359,400 円</p>
<p>へき地手当</p>	<p>○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する教員及び職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 準ずる地域 4%、1級地 8%、 2級地 12%、3級地 16%、 4級地 20%、5級地 25%</p>			<p>23,441 千円</p>	<p>488,354 円</p>

休日勤務手当	○休日における正規の勤務時間内に勤務を命ぜられた職員の勤務した時間に対して、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 135/100	同じ		372,075 千円	369,122 円
夜間勤務手当	○深夜(午後10時後翌日午前5時前)に正規の勤務時間として勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 25/100	同じ		140,046 千円	187,478 円
宿日直手当	○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて 1回2,200円～31,500円	同じ		343,199 千円	296,628 円
寒冷地手当	○毎年11月から翌年3月までの各月の初日において寒冷地域等に在勤する職員に支給 ・職員の世帯等の状況に応じて 月額7,360円～17,800円	同じ		914 千円	83,091 円
定時制通信教育手当	○高等学校の定時制・通信制に勤務する教育職員に支給 ・給料月額6～7% (管理職手当受給者は5%)			36,371 千円	300,587 円
産業教育手当	○実習を伴う農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する高等学校の教員及び実習助手に支給 ・給料月額6～7% (定時制通信教育手当受給者は4%)			45,365 千円	312,862 円
農林漁業普及指導手当	○農業、林業及び水産業の普及指導事業に従事する職員(普及指導員)に支給 ・行政職給料表の職務の級に応じて 月額16,000円～20,000円 (管理職手当受給者を除く。)			17,762 千円	273,262 円
義務教育等教員特別手当	○小中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・職務の級及び号給に応じて 月額 2,000円～8,000円			515,569 千円	64,094 円
単身赴任手当	○公署を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額 30,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離100～2,500km)に応じて月額8,000円～70,000円加算)	同じ		68,021 千円	361,814 円

管理職員 特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、(1)臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合、(2)災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて 勤務1回当たり 3,000円～18,000円	同じ		30,694 千円	22,734 円
災害派遣手当	○災害応急対策若しくは災害復旧又は復興計画の作成等のため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ		—	—
武力攻撃 災害等派遣手当	○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を実施するため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ		—	—
新型インフルエンザ等 緊急事態派遣手当	○新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円～6,620円	同じ		—	—

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 事	910,000 円 (1,300,000 円)
	副 知 事	1,020,000 円
報酬	議 長	910,000 円
	副 議 長	860,000 円
	議 員	780,000 円
期末手当	知 事	(令和4年度支給割合)
	副 知 事	3.30月分
	議 長	(令和4年度支給割合)
	副 議 長 議 員	3.30月分
退職手当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 130万円×在職月数×50/10 15,600,000 円 任期毎 (31,200,000 円)
	副 知 事	102万円×在職月数×36/10 17,625,600 円 任期毎

- (注) 1 知事の給料については、30%減額しており、()内は減額前の金額です。
2 知事の期末手当額は、上記支給割合により計算された額の30%を減額して支給しています。
3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
4 知事の退職手当の見込額は、上記の支給割合により計算された額の50%を減額した額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

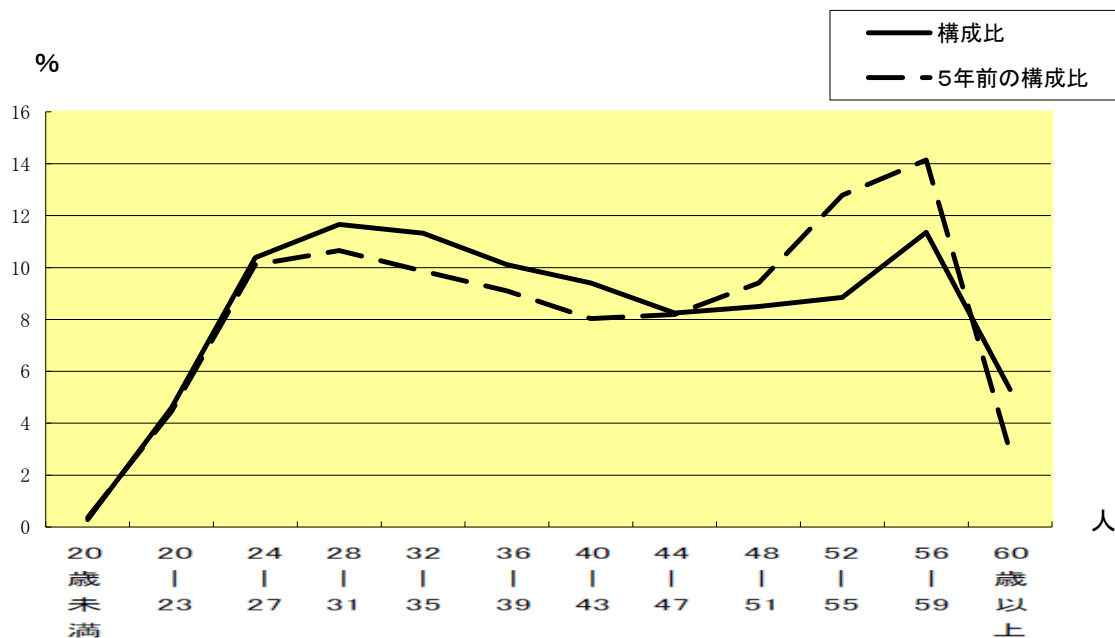
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和4年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	総務・企画等	822	813	9	石川県成長戦略の策定、G7教育大臣会合の開催等
		保健・福祉	711	728	▲17	新型コロナウイルス関連業務の縮小等
		商工・労働	308	318	▲10	欠員不補充等
		農水・土木	1,416	1,435	▲19	安原・高橋川工事事務所廃止、木場潟公園東園地整備終了等
		計	3,257	3,294	▲37	(参考:人口10万人当たり職員数 295.91人)
	教育部門	9,342	9,362	▲20	学級数の減等	
	警察部門	2,323	2,333	▲10	欠員不補充	
	小 計	14,922	14,989	▲67	(参考:人口10万人当たり職員数 1,355.70人)	
公 営 会 企 業 部 門	病院	1,175	1,176	▲1	欠員不補充等	
	その他	87	80	7	欠員補充等	
	小 計	1,262	1,256	6		
合 計			16,184 [16,745]	16,245 [16,739]	▲61 [6]	(参考:人口10万人当たり職員数 1,470.36人)

(注)1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	46人	745人	1,680人	1,887人	1,833人	1,635人	1,522人	1,335人	1,375人	1,432人	1,837人	857人	16,184人

(3)職員数の推移

(単位:人)

部門別	年度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		3,304	3,293	3,263	3,272	3,294	3,257	▲ 47 (▲ 1.4%)
教育		8,889	9,078	9,037	9,460	9,362	9,342	453 (5.1%)
警察		2,333	2,338	2,331	2,330	2,333	2,323	▲ 10 (▲ 0.4%)
普通会計		14,526	14,709	14,631	15,062	14,989	14,922	396 (2.7%)
公営企業等会計		1,234	1,238	1,245	1,237	1,256	1,262	28 (2.3%)
総合計		15,760	15,947	15,876	16,299	16,245	16,184	424 (2.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

水道用水供給事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	5,263,653	94,206	423,653	8.0	8.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和4年度	50	191,265	47,644	71,723	310,632	6,213	6,834

(注)1 職員手当には退職給付費を含んでいません。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含んでいません。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
石川 県	45.4 歳	340,000 円	517,221 円
団 体 平 均	44.2 歳	358,409 円	568,568 円

(注)平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石川 県	一 般 行 政 職	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,434 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,499 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,606 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

石川 県			一 般 行 政 職			団 体 平 均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 13,145 千円
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
1人当たり平均支給額	— 千円	15,728 千円	1人当たり平均支給額	5,184 千円	21,401 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者が少ないため過去5年間の平均額です。

なお、一般行政職については、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		3,846 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		124,066 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
金沢市	3 %	17 人	3 %
内灘町	3	0	3
上記以外の市町	0	32	0

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		1,296 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		40,490 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		64.0 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	水道用水供給事業の業務に従事する企業職員	地上又は水面上5m以上の足場の不安定な箇所におけるダム、橋梁、水門等の作業、ダム又は洪水時の取水ダムにおける除じん作業、高圧活線作業等の特殊な現場における作業	757 千円	日額 200円～1,080円
用地取得等交渉業務手当	水道用水供給事業の業務に従事する企業職員	現地において行う用地取得の交渉業務	20 千円	日額 1,000円
夜間水道業務手当	水道事務所に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務が深夜(午後10時後翌日午前5時前)において行われる水道機器の運転、保守、監視等の業務	299 千円	1回 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	16,773 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	390 千円
支給実績(令和3年度決算)	17,143 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	399 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)です。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 (行政職給料表9級職員等については、配偶者、父母等支給なし) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人 5,000円加算	同じ		5,242 千円	249,595 円
住居手当	○借家等居住者 ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃-10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合 (家賃-22,000円)×1/2 +12,000円 (最高支給限度額 28,000円)	同じ		4,086 千円	272,413 円

通勤手当	<p>○交通機関を利用し運賃等を負担している職員</p> <p>ア 1か月当たりの支給額 (最高支給限度額 60,000円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運賃相当額が 60,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が 60,000円超 60,000円 <p>イ 支給方法 支給単位期間に応じ支給 単位期間の最初の月の給料支給 日に一括して支給 (支給単位期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期券を使用することが最も 経済的かつ合理的な場合 : 定期券の最長通用期間(6か 月限度)に相当する期間 ・回数乗車券等を使用すること が最も経済的かつ合理的な場 合 : 1か月間 <p>○交通用具等を使用している 職員 距離に応じて支給 1か月 2,200円～51,100円</p>	同じ		5,815 千円	126,414 円
管理職手当	<p>○管理又は監督の地位にある 職員について、その特殊性に 基づいて支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 給料表の別に、職務の級及 び区分に応じて、 25,000円～137,700円 再任用職員 16,800円～115,900円 	同じ		4,811 千円	687,306 円
初任給調整手当	<p>○特殊な専門知識を必要と し、かつ、採用による欠員の補 充について特別な事情がある と認められる職に新たに採用さ れる職員に対して支給</p>	同じ		—	—
特地勤務手当	<p>○生活の著しく不便な地に所 在する事業所に勤務する職員 に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 給料及び扶養手当の合計 額に勤務する地域の級地に応 じた支給割合を乗じて得た額 1級地 4%、2級地 8%、 3級地 12%、4級地 16%、 5級地 20%、6級地 25% 	同じ		—	—
夜間勤務手当	<p>○深夜(午後10時後翌日午前 5時前)に正規の勤務時間とし て勤務をした時間について、 時間外勤務手当と同様の計算 により支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・割増率 25/100 	同じ		933 千円	71,807 円
宿日直手当	<p>○正規の勤務時間以外の時 間、休日及び特別休暇日にお いて、本来の勤務に従事しな いで行う庁舎、設備、備品、書 類等の保全、外部との連絡、 文書の收受及び庁内の監視 等を目的とする宿日直勤務を 命ぜられた職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間に応じて 1回2,625円～5,250円 	異なる	<p>○正規の勤務時間以外の時 間、休日及び特別休暇日にお いて、本来の勤務に従事しな いで行う庁舎、設備、備品、書 類等の保全、外部との連絡、 文書の收受及び庁内の監視 等を目的とする宿日直勤務を 命ぜられた職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務施設、用務内容 及び勤務時間に応じて 1回2,200円～31,500円 	1,690 千円	93,914 円
寒冷地手当	<p>○毎年11月から翌年3月まで の各月の初日において寒冷地 域等に在勤する職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の世帯等の状況に応じ て 月額7,360円～17,800円 	同じ		— 千円	— 円

<p>単身赴任手当</p>	<p>○公署を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額 30,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離100～2,500km)に応じて月額8,000円～70,000円加算)</p>	<p>同じ</p>		<p>360 千円</p>	<p>360,000 円</p>
<p>管理職員特別勤務手当</p>	<p>○管理職手当を支給されている職員が、(1)臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合、(2)災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて 勤務1回当たり 3,000円～18,000円</p>	<p>同じ</p>		<p>112 千円</p>	<p>27,950 円</p>